

証券コード 5210
平成27年6月5日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社
代表取締役社長 山 村 幸 治

第86期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | |
- 第86期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第86期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役 4 名選任の件
- 第 4 号議案 監査役 1 名選任の件
- 第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は環境に配慮して軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
 - ◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - 1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」
 - 2. 連結計算書類の「連結注記表」
 - 3. 計算書類の「個別注記表」
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による各種経済政策や金融緩和と政策等を背景に、企業収益環境や雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調が継続しました。しかしながら、消費税引き上げによる個人消費の低迷や、円安による物価上昇、欧州、中国やその他新興国経済の下振れ懸念等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループでは当連結会計年度より新中期経営計画3カ年をスタートさせました。前中期経営計画のビジョンであった「世界のYAMAMURAへ一心と技術を伝えたい」は継承し、100周年を超えて持続的成長を維持するために、アジアそして世界に誇れる“YAMAMURA”ブランドの確立を目指し、引き続き「事業構造改革」と「企業風土改革」の二つの改革を進めてまいります。

この中期経営計画を着実に実行することにより、山村グループ一体となって早期の業績改善を果たしていく所存であります。

こうした状況の下、当社グループの主力事業であるガラスびん関連事業では、前連結会計年度に連結子会社化した中国の秦皇島方圓包装玻璃有限公司(Yamamura Glass Qinhuangdao 以下、「YGQ」という。)の売上高を通期分連結したことにより(前期は半期分)、セグメント売上高は増収となりました。プラスチック容器関連事業では、ペットボトル事業から撤退したため、セグメント売上高は減収となりました。物流関連事業では、不採算営業所から撤退したため、減収となりました。ニューガラス関連事業では、山村フォトニクス株式会社の出荷が好調を維持したため、セグメント売上高は増収となりました。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上高は70,161百万円(前期比2.4%減)と減収となりました。

一方、利益につきましては、徹底した固定費削減等に注力しましたが、Y G Qの損益改善が遅れたことや、原燃料価格の高騰、電力料金の値上げによるコストアップが大きく影響したこと等により、誠に遺憾ながら連結営業利益は△850百万円（前期は△746百万円）の損失になりました。

持分法による投資利益は802百万円（前期比22.7%増）と増益となりましたので、連結経常利益は△209百万円（前期は△589百万円）の損失に留まりました。特別利益に平成25年12月に操業を停止した大阪工場の跡地を売却したこと等による固定資産売却益8,247百万円や事業構造改善引当金に計上していた同工場の建物解体およびその他整理等にかかる費用の見積りが不要となったことで取り崩したガラスびん関連事業の事業構造改善引当金戻入額1,050百万円等を計上し、特別損失にプラスチック容器関連事業の事業構造改革に伴う事業構造改善費用626百万円等を計上した結果、連結当期純利益は5,419百万円（前期は△2,660百万円）と大幅な増益となりました。

事業セグメント別の業績は以下のとおりです。

① ガラスびん関連事業

ガラスびん関連事業では、国内需要の業界出荷量が、夏場の天候不順や他素材容器への転換等により、前期比3.7%減少した影響がありましたが、Y G Qを前連結会計年度末に連結子会社化したことによる売上（前期は半期分）が寄与し、セグメント売上高は46,904百万円（前期比2.4%増）と増収となりました。平成25年12月に大阪工場の操業を停止したことにより、当社ガラスびんカンパニーの固定費の削減は予定通り進めましたが、国内原燃料および電力料金の上昇や物流コストが増加したことや、Y G Qの販路の新規開拓および損益改善が遅れたこと等により、セグメント利益は△1,002百万円（前期は△696百万円）と損失となりました。

② プラスチック容器関連事業

プラスチック容器関連事業では、平成26年5月13日に公表しましたペットボトル事業からの撤退の影響や、国内外ともに夏場の天候不順の影響があったこと等により、セグメント売上高は8,176百万円（前期比20.2%減）と大幅な減収となりました。当社プラスチックカンパニーの事業構造改革として、プラスチックキャップの生産体制の見直しや人員削減・組織のスリム化等のコスト削減等の改善を行いましたので、セグメント利益は△386百万円（前期は△425百万円）の損失に留まりました。

③ 物流関連事業

物流関連事業では、既存営業所の取り扱い物量の減少や不採算営業所からの撤退等を行ったため、セグメント売上高は10,918百万円（前期比9.4%減）と減収となりました。人件費の上昇や輸送コストの上昇等がありましたが、不採算営業所からの撤退や取引条件の改定、労働時間の管理強化による労務費の削減等を行い、損益改善に努めた結果、セグメント利益は163百万円（前期比71.6%増）と増益となりました。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス関連事業では、山村フォトリクス株式会社の主力製品である光通信用部品が、年間を通して国内外の旺盛な需要に支えられ伸長しました。当社ニューガラスカンパニーでは、主にスマートフォン向け電子部品用粉末ガラスを中心に出荷が堅調に推移しました。その結果、セグメント売上高は4,162百万円（前期比9.6%増）と増収となりました。セグメント利益は、生産効率の改善や固定費削減を行い、215百万円（前期比185.7%増）と増益となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループの中期経営計画3カ年は、「世界のYAMAMURAへ一心と技術を伝えたい」のビジョンの下、100周年を超えて持続的成長を維持するために、アジアそして世界に誇れる“YAMAMURA”ブランドの確立を目指し、引き続き「事業構造改革」と「企業風土改革」の二つの改革を進めてまいります。

1) 事業構造改革

- ①パッケージング事業の再構築と国際化
- ②ニューガラス事業の多角化
- ③新規事業とR&Dの推進

2) 企業風土改革

- ①グループ戦略の浸透
- ②グループコーポレート機能の強化
- ③人材基盤の確立

① ガラスびん関連事業

長期的には少子高齢化による需要の減退や他素材容器への転換が見込まれ、ガラスびんの需要は今後も緩やかに減少するという事業環境にあります。また、原油価格の下落による燃料価格の値下げは若干期待できるもの

の、関西地区では電力料金の値上げが見込まれております。このような状況において、山村グループの主力事業としての収益基盤の改善を行うため、物流費や固定費の削減を継続する一方、商品開発と技術開発を推進し、製品の差異化や高付加価値化に取り組みます。また、エネルギーコスト低減のための対応や環境問題に積極的に対処するため、NO_x削減技術の研究、実用化に注力いたします。海外展開としましては、Y G Qの生産効率をさらに向上させ、製造コスト削減を図るとともに、中国国内外への販路を確立することにより、早期に利益体質への転換を目指します。

② プラスチック容器関連事業

プラスチックキャップ事業では、平成26年に実施いたしました事業構造改革後の収益基盤の再構築に早期に取り組みます。国内では、飲料以外の分野を含めたキャップおよびボトルの開発に取り組み、新製品の早期参入を目指します。海外では、中国およびインドネシアの既存子会社の事業をさらに強化し、国内事業と一体的に販売強化に取り組みます。

③ 物流関連事業

物流機能全般を一括して請け負う3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）業務を核として、収益性の高い事業分野の取引拡大を図ることで収益構造の改革を行うとともに、業容の拡大に取り組みます。また、業務品質の向上や物流業務の効率化によりコストダウンの徹底を図るとともに、不採算営業所の収支改善の継続もしくは撤退の検討を続け、安定した利益の確保および拡大を目指します。

④ ニューガラス関連事業

当社ニューガラスカンパニーでは、需要の拡大が見込まれるエネルギー関連分野の太陽電池用粉末ガラスや、新たな柱となる製品の売上拡大に努めます。また、ビジネスサイクルの早い事業環境の中で事業領域を拡大するため、新分野の研究開発の継続やコア技術の開発強化により、ニューガラス事業の多角化を目指します。山村フォトニクス株式会社においては、ガラスの加工技術を核に光学分野における当社ニューガラスカンパニーとのシナジー効果をさらに高めることで事業領域の拡大を目指し、継続した収益確保に努めます。

国際事業におきましては、経済成長著しいアジア地域の包装容器関連市場において、当社の関係会社や提携先を通じ業容の拡大を進めます。特に当社が築いてきたネットワークをさらに充実させることにより、国際展開を推進します。

研究開発センターにおきましては、研究開発段階から納品を開始した葉菜類等の栽培について、本格的な事業化や新製品の開発に取り組みます。

また、継続してR&Dに注力し、次世代パッケージの開発も進め、新たな収益源となるような事業を早期に立ち上げできるように推進してまいります。

山村グループは全社をあげて課題に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達状況

当社は、平成26年10月31日に第3回無担保社債を発行し、500百万円の資金調達を行いました。

(4) 設備投資状況

当連結会計年度の設備投資の総額は4,659百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当 社	播 磨 工 場	ガラスびん生産設備更新
	埼 玉 工 場	ガラスびん生産設備更新
	関 西 本 社	各種葉菜類等の栽培設備新設
秦皇島方圓包装玻璃有限公司		ガラスびん生産設備更新等

(5) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 83 期 (平成24年3月期)	第 84 期 (平成25年3月期)	第 85 期 (平成26年3月期)	第 86 期 (平成27年3月期)
売 上 高 (百万円)	70,928	70,539	71,887	70,161
営 業 損 益 (百万円)	1,497	114	△746	△850
経 常 損 益 (百万円)	2,054	516	△589	△209
当 期 純 損 益 (百万円)	975	209	△2,660	5,419
1株当たり当期純損益 (円)	9.28	1.99	△25.34	51.62
総 資 産 (百万円)	92,002	93,278	98,273	107,476
純 資 産 (百万円)	50,638	53,519	52,605	61,242

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
山村倉庫株式会社	20 <small>百万円</small>	100.0 %	倉庫業・運送業
星硝株式会社	18	93.3	ガラスびん、日用品の仕入・販売
山村フォトニクス株式会社	50	100.0	電気・電子機器用ガラス部品の製造・販売
株式会社山村製壺所	50	100.0	ガラスびんの製造・販売
秦皇島方圓包装玻璃有限公司	308	84.831	ガラスびんの製造・販売
展誠(蘇州)塑料製品有限公司	836	100.0	プラスチックキャップの製造・販売
山村ウタマインドプラス	209	99.99	プラスチックキャップの製造・販売

(注) 当連結会計年度に、山村ウタマインドプラスの株式を1,000株取得したため、出資比率が増加しております。

(7) 主要な事業内容

事業内容	主要製品等
ガラスびん関連事業	ガラスびん、製びん機、搬送装置等
プラスチック容器関連事業	プラスチック容器
物流関連事業	輸送・保管、構内作業
ニューガラス関連事業	エレクトロニクス用ガラス

(注) プラスチック容器関連事業に関しましては、平成26年5月にペットボトル事業からの撤退を決定し、平成26年12月に生産を終了いたしました。

(8) 主要な営業所および工場

当 社	関 西 本 社	兵庫県尼崎市西向島町15番 1		
	東 京 本 社	東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号		
	営 業 所	東 部 営 業 部	(東京都新宿区)	
		西 部 営 業 部	(尼崎市)	
		西日本営業所	(福岡市)	
	工 場	ガラスびん	東京工場 (相模原市)	
			埼玉工場 (熊谷市)	
			播磨工場 (兵庫県加古郡)	
		プラスチック容器	関西プラント (兵庫県加古郡)	
			宇都宮プラント (宇都宮市)	
川島プラント (埼玉県比企郡)				
ニューガラス		鳴尾浜プラント (西宮市)		
	尼崎プラント (尼崎市)			
エンジニアリング	(尼崎市)			
子会社	山村倉庫株式会社	本 社	(尼崎市)	
	星硝株式会社	本 社	(東京都港区)	
	山村フォトニクス株式会社	本 社 ・ 工 場	(横浜市)	
	株式会社山村製壺所	本 社 ・ 工 場	(西宮市)	
	秦皇島方圓包装玻璃有限公司	本 社 ・ 工 場	(中華人民共和国)	
	展誠(蘇州)塑料製品有限公司	本 社 ・ 工 場	(中華人民共和国)	
	山村ウタマインドプラス	本 社 ・ 工 場	(インドネシア)	

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比
ガラスびん関連事業	1,411名	30名増
プラスチック容器関連事業	113	66名減
物流関連事業	682	44名増
ニューガラス関連事業	202	2名増
全社（共通）	64	26名減
合計	2,472	16名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
798名	118名減	41.4歳	19.1年

(注) 使用人数が前期末と比べて118名減少しておりますが、その主な理由は、早期退職優遇措置の実施によるものです。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高(百万円)
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,520
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,800
株式会社三井住友銀行	2,580

(注) 上記のほか、シンジケートローン（借入先：株式会社三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、兵庫県信用農業協同組合連合会）による借入金が10,515百万円あります。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 111,452,494株 (前期末比 増減なし)
 (3) 当事業年度末の株主数 9,880名 (前期末比 361名減)
 (4) 上位10名の株主

当事業年度末の株主名簿に基づく大株主(上位10名)は、次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,254 ^{千株}	8.81 [%]
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,252	4.05
クレディ スイス ルクセンブルグ エスエー ー オン ビハーフ オブ クライアーツ	4,200	4.00
日 本 山 村 硝 子 取 引 先 持 株 会	3,921	3.74
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,886	3.70
旭 硝 子 株 式 会 社	3,836	3.65
クリアストリーム バンキング エス エー	3,250	3.10
山 村 幸 治	3,041	2.90
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,944	2.80
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,842	2.71

- (注) 1. 当社は、平成27年3月31日現在、自己株式6,470千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数には、信託業務に係る持株数が含まれております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 村 幸 治	最高経営責任者 兼 最高執行責任者
専 務 取 締 役	谷 上 嘉 規	環境室、コーポレート本部、 研究開発センター およびニューガラスカンパニー管掌
取 締 役	上 高 雄 樹	サンミゲル山村パッケージング社駐在 (同社取締役副社長)
取 締 役	井 上 善 雄	株式会社巴川製紙所 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	木 村 孔 一	
常 勤 監 査 役	鈴 木 仁	
監 査 役	鳥 山 半 六	弁護士法人色川法律事務所 社員
監 査 役	齋 藤 好 江	斉藤公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役井上善雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役井上善雄氏の兼職先である株式会社巴川製紙所と当社との間に、特別な関係はありません。
3. 監査役鳥山半六氏および齋藤好江氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役木村孔一氏は、長年にわたり当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役齋藤好江氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成27年3月31日現在、当社は、取締役井上善雄氏、監査役鳥山半六氏、監査役齋藤好江氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 名	支給額 百万円	備 考
取締役 (うち、社外取締役)	4 (1)	54 (4)	株主総会決議による報酬限度額は、月額12百万円（うち社外取締役分1百万円）であります。
監査役 (うち、社外監査役)	4 (2)	35 (9)	株主総会決議による報酬限度額は、月額3百万円（年額42百万円）であります。
合 計 (うち、社外役員)	8 (3)	89 (13)	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）を8百万円支給しております。
2. 業績の低迷を受け、取締役報酬額を役位に応じて減額しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定方針

取締役の報酬については、「取締役報酬規則」により算定方法を定めております。基本報酬月額については、株主総会決議による取締役の報酬総額の限度内において、取締役の役位等に応じた基準に基づき決定しております。取締役賞与については、業績に対応した基準により算定し、株主総会の決議を経て決定された賞与総額を基本報酬月額に応じて配分することとしております。「取締役報酬規則」の制定・改廃は取締役会の決議によることとしております。

監査役の報酬については、株主総会決議による監査役の報酬総額の限度内において、監査役の協議により決定することとしております。

(4) 社外役員の主な活動状況

当事業年度におきましては、合計14回の取締役会を開催いたしました。取締役井上善雄氏は、当事業年度に開催された取締役会14回中12回出席し、独立した立場から、財務や海外の案件を中心に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

各監査役が出席すべき取締役会のうち、監査役鳥山半六氏は14回中13回、監査役齋藤好江氏は14回中14回出席いたしました。両監査役は、取締役会での審議事項等について、適宜取締役等との意見交換や協議を行うとともに、それぞれ弁護士または公認会計士・税理士の立場から専門家としての幅広い知見と豊富な経験に基づいた発言を行っております。

また、当事業年度におきましては、合計15回の監査役会を開催いたしました。監査役鳥山半六氏は15回中14回、監査役齋藤好江氏は15回中15回出席いたしました。両監査役はそれぞれ監査に必要な情報を経理関係者や内部統制監査メンバー等から入手に努め、また他の監査役や子会社監査役とも情報の共有化を図り、独立、中立の立場から客観的な監査意見を表明しております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は平成18年6月28日開催の第77期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が社外役員の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役（監査役）の責任限定契約

社外取締役（監査役）は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	67百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対し、下記に関する公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っております。
- ・再生可能エネルギー法に関する手続業務

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号所定の事由に該当し、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合において、監査役全員による協議の結果、解任を相当と判断したときは、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会が、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認めたととき、または会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決議し、取締役会は、当該決議に基づき、当該案件を株主総会に提出いたします。

(備考) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,152	流動負債	25,758
現金及び預金	14,843	支払手形及び買掛金	8,075
受取手形及び売掛金	19,947	短期借入金	11,426
商品及び製品	7,362	1年内償還予定の社債	1,100
仕掛品	269	未払金	2,031
原材料及び貯蔵品	2,443	未払法人税等	198
前払費用	153	未払消費税等	674
繰延税金資産	437	未払費用	937
その他	716	賞与引当金	416
貸倒引当金	△21	役員賞与引当金	15
固定資産	61,323	事業構造改善引当金	50
有形固定資産	28,740	その他の	831
建物及び構築物	8,402	固定負債	20,475
機械装置及び運搬具	7,850	社債	400
工具、器具及び備品	660	長期借入金	13,641
土地	10,334	環境対策引当金	154
建設仮勘定	1,492	退職給付に係る負債	3,034
無形固定資産	4,136	繰延税金負債	1,478
のれん	2,126	その他	1,767
その他	2,009	負債合計	46,234
投資その他の資産	28,447	(純資産の部)	
投資有価証券	4,484	株主資本	57,170
関係会社株式	22,278	資本金	14,074
関係会社出資金	20	資本剰余金	17,300
長期貸付金	2	利益剰余金	27,023
長期前払費用	15	自己株式	△1,227
退職給付に係る資産	1,198	その他の包括利益累計額	3,540
繰延税金資産	34	その他有価証券評価差額金	1,398
その他	443	繰延ヘッジ損益	△205
貸倒引当金	△29	為替換算調整勘定	3,139
資産合計	107,476	退職給付に係る調整累計額	△791
		少数株主持分	530
		少数株主持分	530
		純資産合計	61,242
		負債純資産合計	107,476

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	70,161
売上原価	58,643
売上総利益	11,518
販売費及び一般管理費	12,368
営業損失	850
営業外収益	1,580
受取利息	12
受取配当金	135
持分法による投資利益	802
その他の	629
営業外費用	940
支払利息	482
租税公課	155
その他	302
経常損失	209
特別利益	9,621
固定資産売却益	8,247
投資有価証券売却益	46
事業構造改善引当金戻入額	1,050
資産除去債務戻入益	97
その他	180
特別損失	1,322
固定資産売却損	3
固定資産廃棄損	193
減損損	173
支払補償金	9
事業構造改善費用	626
たな卸資産廃棄損	234
その他	81
税金等調整前当期純利益	8,089
法人税、住民税及び事業税	304
法人税等調整額	2,512
少数株主損益調整前当期純利益	5,272
少数株主損失	146
当期純利益	5,419

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日期首残高	14,074	17,300	22,093	△1,225	52,243
会計方針の変更による累積的影響額			35		35
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,074	17,300	22,128	△1,225	52,278
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△524		△524
当期純利益			5,419		5,419
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	4,894	△2	4,892
平成27年3月31日期末残高	14,074	17,300	27,023	△1,227	57,170

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替調整 換算	退職給付に 係る調整累 計	その他の包括 利益累計額合 計		
平成26年4月1日期首残高	884	△102	△95	△953	△267	629	52,605
会計方針の変更による累積的影響額							35
会計方針の変更を反映した当期首残高	884	△102	△95	△953	△267	629	52,641
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△524
当期純利益							5,419
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	514	△103	3,234	161	3,808	△99	3,708
連結会計年度中の変動額合計	514	△103	3,234	161	3,808	△99	8,600
平成27年3月31日期末残高	1,398	△205	3,139	△791	3,540	530	61,242

(備考) 当連結計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,381	流動負債	18,956
現金及び預金	11,162	支払手形	60
受取手形	3,826	買掛金	4,868
売掛金	12,317	短期借入金	7,040
商品及び製品	6,024	1年内返済予定の長期借入金	3,470
仕掛品	117	1年内償還予定の社債	1,100
原材料及び貯蔵品	1,523	リース債務	44
前払費用	34	未払金	267
繰延税金資産	297	未払法人税等	160
短期貸付金	909	未払事業所税	64
未収入金	142	未払消費税等	189
その他	35	未払費用	237
貸倒引当金	△8	前受金	7
固定資産	51,595	預り金	27
有形固定資産	21,900	前受収益	1
建物	6,210	賞与引当金	330
構築物	429	設備関係未払金	1,006
機械及び装置	3,697	事業構造改善引当金	50
車両運搬具	3	その他	28
工具、器具及び備品	456	固定負債	17,512
土地	10,306	社債	400
建設仮勘定	796	長期借入金	13,425
無形固定資産	107	リース債務	107
ソフトウェア	79	退職給付引当金	1,882
その他	28	環境対策引当金	152
投資その他の資産	29,587	繰延税金負債	1,075
投資有価証券	3,865	その他	469
関係会社株式	23,440	負債合計	36,469
関係会社出資金	856	(純資産の部)	
従業員に対する長期貸付金	1	株主資本	50,515
関係会社長期貸付金	298	資本金	14,074
長期前払費用	6	資本剰余金	17,300
前払年金費用	993	資本準備金	17,300
その他	146	その他資本剰余金	0
貸倒引当金	△22	利益剰余金	20,368
資産合計	87,976	利益準備金	1,551
		その他利益剰余金	18,817
		固定資産圧縮積立金	1,620
		固定資産圧縮特別勘定積立金	1,314
		別途積立金	11,000
		繰延利益剰余金	4,881
		自己株式	△1,227
		評価・換算差額等	991
		その他有価証券評価差額金	1,197
		繰延ヘッジ損益	△205
		純資産合計	51,507
		負債純資産合計	87,976

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,836
売上原価		36,918
売上総利益		9,917
販売費及び一般管理費		10,065
営業損失		148
営業外収益		1,197
受取利息	17	
受取配当金	613	
その他	565	
営業外費用		710
支払利息	353	
その他	357	
経常利益		338
特別利益		9,435
固定資産売却益	8,241	
投資有価証券売却益	46	
事業構造改善引当金戻入額	1,050	
資産除去債務戻入益	97	
特別損失		1,644
固定資産廃棄損	97	
投資有価証券評価損	724	
事業構造改善費用	619	
たな卸資産廃棄損	202	
税引前当期純利益		8,129
法人税、住民税及び事業税		227
法人税等調整額		2,435
当期純利益		5,466

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金		
平成26年4月1日 期首残高	14,074	17,300	0	1,551	675	—	13,000	164	△1,225	45,541
会計方針の変更による累積的影響額								35		35
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,074	17,300	0	1,551	675	—	13,000	200	△1,225	45,576
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					951			△951		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△6			6		—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立						1,314		△1,314		—
別途積立金の取崩							△2,000	2,000		—
剰余金の配当								△524		△524
当期純利益								5,466		5,466
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分			△0						0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	—	945	1,314	△2,000	4,681	△2	4,939
平成27年3月31日 期末残高	14,074	17,300	0	1,551	1,620	1,314	11,000	4,881	△1,227	50,515

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成26年4月1日 期首残高	742	△102	639		46,180
会計方針の変更による累積的影響額					35
会計方針の変更を反映した当期首残高	742	△102	639		46,216
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立					—
別途積立金の取崩					—
剰余金の配当					△524
当期純利益					5,466
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	454	△103	351		351
事業年度中の変動額合計	454	△103	351		5,291
平成27年3月31日 期末残高	1,197	△205	991		51,507

(備考) 当計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅田佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍田佳典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本山村硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅田佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍田佳典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法並びにその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、上記監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、各監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為及び法令又は定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

日本山村硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 木村 孔 一 ㊟

常勤監査役 鈴木 仁 ㊟

監査役 鳥山 半 六 ㊟

監査役 齋藤 好江 ㊟

(注) 監査役鳥山半六及び監査役齋藤好江は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第86期の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、262,455,243円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、定款第24条および第36条の一部を変更するものであります。

なお、定款第24条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>の責任免除)</p> <p>第24条</p> <p>当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>の責任免除)</p> <p>第24条</p> <p>当社は、<u>取締役</u>(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>の責任免除)</p> <p>第36条</p> <p>当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第36条</p> <p>当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまむら こうじ 山村 幸治 (昭和37年9月25日)	平成3年6月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 平成6年6月 同社取締役 平成10年5月 同社常務取締役 平成13年3月 同社取締役 平成14年4月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 最高執行責任者 平成17年6月 同社代表取締役社長 最高経営責任者兼最高執行責任者(現任) 平成24年12月 加藤産業株式会社社外監査役(現任)	3,041,000株
2	たにがみ よしのり 谷上 嘉規 (昭和28年2月5日)	昭和53年3月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 平成14年6月 同社取締役 平成16年4月 同社常務取締役 平成20年6月 同社専務取締役(現任) <担当> 環境室、コーポレート本部、研究開発センターおよびニューガラスカンパニー管掌	210,000株
3	うえたか ゆうき 上高 雄樹 (昭和30年10月2日)	昭和61年7月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 平成17年4月 同社執行役員 平成20年6月 同社取締役(現任) <担当> サンミゲル山村パッケージング社 駐在(同社取締役副社長)	110,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	井上 善雄 (昭和39年11月8日)	昭和62年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成10年3月 株式会社巴川製紙所入社 平成11年6月 同社取締役 平成12年3月 同社常務取締役 平成13年6月 東セロ株式会社（現三井化学東セロ株式会社）社外取締役（現任） 平成14年6月 株式会社巴川製紙所代表取締役社長（現任） 平成19年6月 日本山村硝子株式会社社外取締役（現任） 平成24年6月 戸田工業株式会社社外取締役（現任）	105,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者井上善雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり選任されますと、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 井上善雄氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
同氏の経営者としての経験と幅広い見識が、当社の経営体制の強化に引き続き寄与していくものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 井上善雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 責任限定契約について
当社は、定款の規定に基づき、井上善雄氏との間で責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役木村孔一氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
とりい とよひこ 鳥居豊彦 (昭和30年10月7日)	昭和55年4月 日本硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社 平成20年4月 同社ガラスびんカンパニー生産本部埼玉工場長 平成24年6月 同社環境室長 平成26年10月 同社環境室参事（現任）	2,000株

- (注) 1. 鳥居豊彦氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 責任限定契約について

鳥居豊彦氏が監査役に就任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年6月24日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された高坂敬三氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
こうさか けいぞう 高坂敬三 (昭和20年12月11日)	昭和45年4月 弁護士登録	一 株
	同 色川法律事務所入所	
	昭和52年1月 同所パートナー弁護士	
	平成7年4月 日本弁護士連合会理事	
	同 大阪弁護士会副会長	
	平成13年1月 色川法律事務所代表弁護士(現任)	
	平成18年6月 東洋アルミニウム株式会社社外監査役(現任)	
	平成20年6月 株式会社キーエンス社外監査役(現任)	
	平成21年3月 住友ゴム工業株式会社社外取締役(現任)	
平成24年6月 積水化成成品工業株式会社社外監査役(現任)		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高坂敬三氏は、現社外監査役鳥山半六氏および齋藤好江氏の補欠監査役として選任をお願いするものであります。
3. 高坂敬三氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

同氏は弁護士として長年企業法務に携わって精通しており、培われた経験に基づく高い専門的見地から経営監視を行うことが可能であると考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

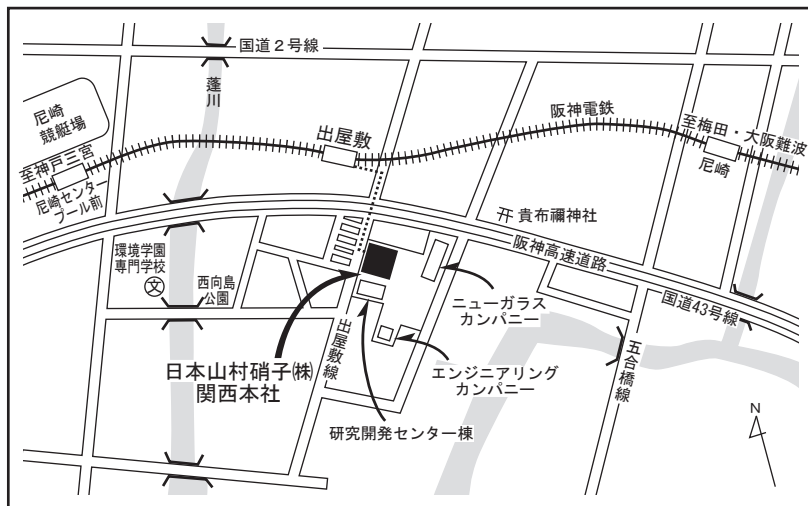
4. 責任限定契約について

高坂敬三氏が監査役に就任された場合は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

以上

会場ご案内図



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

場 所 兵庫県尼崎市西向島町15番1

日本山村硝子株式会社 関西本社

電 話 06-4300-6000(代)

■阪神電鉄 出屋敷駅下車 徒歩5分

(東改札口を出て、
出屋敷線を南にお進みください)